

大法人のみなさまへ（重要なお知らせ）

紙の申告書の事前送付を取りやめます

長野県／県税事務所

■大法人の電子申告の義務化

平成 30 年度税制改正により、一定の法人が提出する法人県民税及び法人事業税の申告書（添付書類を含む）については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないこととされました。

※令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

長野県では、確定申告・中間申告等の申告期限が近づいた法人又は税理士に、紙の申告書及び納付書等を送付しておりますが（直近の事業年度で電子申告を行っている法人を除く）、上記の大法人の電子申告義務化に伴い、紙の申告書による申告は不申告として取り扱われることから、原則、大法人への紙の申告書の送付を取りやめます。（納付書とお知らせ等のみ送付します。）

1 廃止の時期

令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に対する事前送付から

【例】事業年度が 1 年間で 3 月決算法人の場合

令和 3 年 3 月期以後の

- ① 予定申告 → 令和 2 年 10 月に事前送付する申告書から
- ② 確定申告 → 令和 3 年 4 月に事前送付する申告書から

2 対象法人

電子申告義務化の対象となる次の内国法人

- (1) 事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人※
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

※長野県では、県が把握している資本金の額又は出資金の額で大法人に該当するかどうか判断します。

「資本金の額又は出資金の額」など、法人の届出事項を変更した場合には、**『事業変更（廃止等）申告書』** をご提出ください。

3 その他

- (1) 確定申告に係る既納付額及び予定申告に係る税額について

eLTAX ポータルシステムにおいて配信する申告書プレデータによりご確認ください。

(2) 申告書の送付を希望される場合について

今までどおり紙の申告書の送付を希望される場合は、下記の所管の県税事務所へご連絡ください。

※紙の申告書の送付を希望した場合でも、電子申告義務化対象となる法人が書面により申告した場合は不申告として取り扱われるのでご注意ください。

(3) 申告書等の長野県公式ホームページへの掲載について

申告書等は長野県公式ホームページからダウンロードすることができます。

【掲載場所】 URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/>

ホーム→暮らし・環境→各種申請・届出様式→県税・証紙→ 法人県民税 申告書等ダウンロード
法人事業税

4 お問い合わせ先

県税事務所	所在地・連絡先	管轄区域
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 ☎(026)234-9507	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡、下高井郡、下水内郡
東信県税事務所	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1 ☎(0267)63-3139	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡
南信県税事務所	〒396-8666 伊那市荒井 3497 ☎(0265)-76-6807	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立 1020 ☎(0263)40-1908	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡